

第29回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和7年11月10日（月）午前9時 開会																																			
2 開催場所	三朝町役場 第2会議室																																			
3 出席委員	農業委員 7人のうち出席者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1番 米廣 勝</td><td>出</td> <td>2番 野見幸雄</td><td>出</td> <td>3番 松原利志</td><td>出</td> </tr> <tr> <td>4番 米原章太郎</td><td>出</td> <td>5番 山本雅之</td><td>出</td> <td>6番 本田 博</td><td>出</td> </tr> <tr> <td>7番 村岡幸枝</td><td>出</td><td colspan="4" style="text-align: right;">出席 7人</td></tr> </table> 農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>吉田弘幸</td><td>出</td> <td>秋山一寛</td><td>出</td> <td>藤原 昇</td><td>出</td> </tr> <tr> <td>井上 誠</td><td>出</td> <td>楠本幸孝</td><td>出</td> <td colspan="2" rowspan="8" style="text-align: right;">出席 5人</td></tr> </table>						1番 米廣 勝	出	2番 野見幸雄	出	3番 松原利志	出	4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田 博	出	7番 村岡幸枝	出	出席 7人				吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出	井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5人	
1番 米廣 勝	出	2番 野見幸雄	出	3番 松原利志	出																															
4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	出	6番 本田 博	出																															
7番 村岡幸枝	出	出席 7人																																		
吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出																															
井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5人																																
4 欠席委員	なし																																			
5 農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉																																			
6 議事録署名委員	7番 村岡 幸枝 委員 1番 米廣 勝 委員																																			
7 議事内容等	(1) 議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請書について（片柴） (2) 議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請書について（穴鴨） (3) 議案第89号 農用地利用集積等促進計画案について (4) 議案第90号 令和8年度農作業標準料金等を設定することについて (5) 議案第91号 地籍調査事業に伴う地目変更協議について																																			
8 報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について																																			
9 その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和7年12月総会 12月9日（月）午後3時～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他																																			
11 閉会	午前10時																																			

1. 開会	
事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第29回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、ご苦労さんです。 農家の稻刈りもほぼ全て終わったと思います。作柄については平年並みではないかということではあります、くず米も多いと聞いていて収量はやや少ないかもと思っているところです。この時期から、来年をどうするか、作付けをやめるかなといった話が出てきます。委員のみなさんにはそんな相談を聞いていただくわけですけど、農地のことだけでなくそれにかかる農道や水路のことも含めて困りごとをぜひ聞いていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは7名中、7名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、7番 村岡幸枝 委員、1番 米廣 勝 委員を指名します。よろしくお願いします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請書について（片柴）	
議長	「議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請書について（片柴）」についてを議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。 1ページの議案書を開いていただきたいと思います。 「議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請書について（片柴）」について説明させていただきます。 【議案書の朗読】

	<p>案件は、片柴地内の田でございます。</p> <p>申請農地については、公団にはあるが登記簿が記載がないという所有者不明の農地で地籍調査により譲受人の所有地として所有権保存されました。過去には譲渡人、譲受人ともに耕作をしてきた経過があったようで、この度双方の協議により贈与により権利移転することとなったものでございます。</p> <p>以上、「議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請書について（片柴）」の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p>
	質問等 特になし
議長	<p>【全体を見まわして、意見がないことを確認】 ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、「議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請書について（片柴）」を、承認される方は举手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の举手を確認】</p> <p>全員の举手を確認ましたので、「議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請書について（片柴）」は承認されました。</p>
(2) 議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請書について（穴鴨）	
議長	<p>「議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請書について（穴鴨）」についてを議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。 13ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>「議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請書について（穴鴨）」について説明させていただきます。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>案件は、穴鴨地内の田でございます。 譲渡人と譲受人は親族で、申請地は利用権設定により譲受人が耕作をしておられます、このたび協議がまとまり贈与により権利移転することとなったものでございます。</p>

	<p>以上、「議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請書について（穴鴨）」の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありますか。</p>
	質問等 特になし
議長	<p>【全体を見まわして、意見がないことを確認】 ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、「議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請書について（穴鴨）」を、承認される方は举手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の举手を確認】</p> <p>全員の举手を確認ましたので、「議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請書について（穴鴨）」は承認されました。</p>
(3) 議案第89号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	<p>「議案第89号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは「議案第89号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。</p> <p>議案書の27ページを開いていただきたいと思います。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第19条第3項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。</p> <p>【議案書をもとに朗読】</p> <p>質問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第18条第5項の各要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 <ul style="list-style-type: none"> イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 <p>以上のすべて満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。</p>

	<p>以上、「議案第89号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p> <p>【全体でないことを確認】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>「議案第89号 農用地利用集積等促進計画案について」承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>それでは、「議案第89号 農用地利用集積等促進計画案について」は、承認されました。</p>
(3)議案第90号	令和8年度農作業標準料金等を設定することについて
議長	<p>「議案第90号 令和8年度農作業標準料金等を設定することについて」を議題とします。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは「議案第90号 令和8年度農作業標準料金等を設定することについて」を説明させていただきます。</p> <p>議案書の30ページを開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>近年の改定においては、令和5年標準料金等を油脂類の高騰に併せて機械作業の油脂類に係る部分の値上げ、令和6年標準料金等については最低賃金の上昇にあわせて一般農作業の値上げ、令和7年度標準料金につきましては機械作業の人件費に係る部分の値上げの改定を行っております。</p> <p>令和8年度標準賃金等につきましては、令和7年度最低賃金が一般農作業料金の時間単価を上回りましたので、人件費に係る部分の値上げの改定を行うこととして、提案させていただくものでございます。</p> <p>【資料を説明】</p> <p>以上、「議案第90号 令和8年度農作業標準料金等を設定することについて」の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>

	<p>議長 事務局の説明が終わりました これより質疑に入ります。</p> <p>「議案第90号 令和8年度農作業標準料金等を設定することについて」ご意見ご質問などありませんか。</p> <p>【意見無の声】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、非農地と判断することを承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>全員の挙手を確認しましたので、「議案第90号 令和8年度農作業標準料金等を設定することについて」は承認されました。</p>
(4)議案第91号 地籍調査事業に伴う地目変更協議について	<p>議長 「議案第91号 地籍調査事業に伴う地目変更協議について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは「議案第91号 地籍調査事業に伴う地目変更協議について」を説明させていただきます。</p> <p>議案書の34ページを開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>本議案は、地籍調査事業に伴い農地の現況が山林や原野に変わっているものについては事業の一環で地目変更が可能になりますので、その現況について農業委員会に確認の協議を求められたものでございます。</p> <p>【資料に基づき筆ごとに地目の確認説明】</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました これより質疑に入ります。</p> <p>「議案第91号 地籍調査事業に伴う地目変更協議について」にご意見ご質問などありませんか。</p> <p>【意見無の声】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p>

	<p>それでは、非農地と判断することを承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>全員の挙手を確認しましたので、「議案第91号 地籍調査事業に伴う地目変更協議について」は承認されました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議事は終了しましたので、</p> <p>引き続き、第6の報告事項に移ります。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書66ページからの報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、4件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。</p> <p>報告事項は以上でございます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続いて、第7のその他に入ります。</p> <p>(1) 令和7年12月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 12月9日（火）午後3時からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です</p> <p>(2) その他 • 農業委員会特別研修会について</p>
議長	<p>本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのはうで何かありましたら発言してください。</p> <p>【発言が無いことを確認】</p> <p>それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。</p> <p>皆さん、ご苦労さんでした。</p>
【委員会終了：午前10時】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年11月10日

議長

(記名)

議事録署名委員

7番 農業委員

(記名)

1番 農業委員

(記名)